

### くらしの110番 電気ストーブの使用による火災に注意!

【事例1】セラミックヒーターを延長コードにつないで使用していた。延長コードへの差込口が熱で溶け発火した跡があった。

【事例2】古いオイルヒーターのスイッチを入れたまま外出し、帰宅後に黒煙が出ていることに気付いた。本体は一部が溶け、床は焦げていた。

冬季になると、多くの家庭でストーブが活躍します。実際に裸火を扱う灯油ストーブと違い、電気ストーブ類は事故につながりにくいと考えがちですが、誤った使用方法により火災を引き起こす可能性があります。

#### 【消費者へのアドバイス】

- ①ストーブは平らな場所に設置し、周囲に布団やカーテンなどの可燃物がないことを確認してください。
- ②多くの電気ストーブは消費電力が大きく高温になる危険性があるため延長コードの使用が禁止されています。直接コンセントに差し込み使用しましょう。
- ③外出時や部屋から離れる場合は必ず電源を切りましょう。長期間使用しない時は、電源プラグをコンセントから抜いてください。
- ④取扱説明書をよく読み、定期的に点検と清掃をしましょう。音や臭いなどの異常があればすぐメーカーや販売店に相談しましょう。
- ⑤現在、さまざまな種類の電気ストーブが販売されています。種類によって安全対策は異なる場合があるので、製品の取扱説明書をよく読み、正しく使用してください。

困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。  
問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

### 法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

#### 債務整理

**質問** 私は、現在、消費者金融や金融機関のカードローン、クレジットカードの利用などで、多くの借金を抱えてしまっています。よく「債務整理」という言葉をインターネットなどで見ますが、私は「債務整理」をして借金をなくしたり減らしたりできるのでしょうか。

**回答** 「債務整理」という言葉は特に法律上の定義があるものではなく、借金を免除してもらったり、今後円滑に支払えるように分割払いに応じてもらったりする実際の手続きの総称です。

以下で「債務整理」として総称される具体的な手段を挙げます。まず、「破産手続」という手段があります。これは、借金をどうしても支払えそうにない場合に、裁判所に対して手続きを行って、返済義務を免除してもらうものです。もっとも、ご自宅や車などの資産をお持ちの場合、それらの資産を手放さなければならないリスクなどを検討する必要があります。

次に「任意整理」という手段があります。これは、裁判所を介さず、相手方と相談者の方(または相談者の方が依頼した弁護士などの代理人)とで直接交渉して、分割払いに応じてもらうものです。もっとも、あくまで交渉ですので、希望通りの条件で応じてもらえるかどうかは相手方次第です。

他にも、「民事再生手続」という手段などもあります。上記で簡潔に「債務整理」の例を示しましたが、そもそも相談者の方が選択できる(できない)手段はどれであるのか、資産を手放す必要があるのか(ないのか)、実際にどのように対応していくのがベストであるかについては、相談者の方の総合的な事情を踏まえてケースバイケースで判断するほかありません。本格的に検討されたい場合には、弁護士にご相談いただくのが望ましいと考えます。  
問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 石川 智也(弁護士)

## 2月各種無料相談

☎996-2111

市外局番(048)をつけておかけください。

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑩の(1)を除く)。



#### ⑥司法書士相談

問秘書広報課 ☎0373

土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談  
※2月1日(木)午前9時から電話予約

日2月15日(木)  
午後1時~4時  
場市民相談室(3階)  
定6人(電話による事前予約制)

#### ⑬生活困窮者自立相談

問社会福祉課 ☎0493

経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)

日毎週月~金曜日  
午前8時30分~正午  
午後1時~5時15分  
場社会福祉課(1階) ☎949-6317(生活困窮者自立相談支援専用電話)

#### ⑦DV相談

問子ども家庭支援課 ☎0246

DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)

日毎週月・金曜日  
午前10時~正午 午後1時~4時  
※面談の場合は要予約  
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

#### ⑭内職相談

問商工観光課 ☎0274

内職の求人、求職のあつせん、および相談(内職相談員が対応)

日毎週火曜日  
午前10時~正午  
午後1時~3時30分  
場市民相談室(3階)

#### ①法律相談

問秘書広報課 ☎0373

法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)  
※2日前の水曜日(祝日の場合は翌日)午前9時から電話予約

日毎週金曜日  
午後1時20分~4時  
場市民相談室(3階)  
定8人(電話による事前予約制)

#### ⑧女性相談

問子ども家庭支援課 ☎0246

夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定)

日毎週火~木曜日  
午前10時15分~午後0時30分  
午後1時30分~3時45分  
場駅前出張所内相談室  
定4人(電話による事前予約制)

#### ⑮消費生活相談

問商工観光課 ☎0336

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)

日毎週月~金曜日  
午前10時~正午  
午後1時~4時  
場消費生活センター(2階)  
※受付は商工観光課

#### ②税理士相談

問秘書広報課 ☎0373

相続税など税金全般についての相談  
※1月22日(月)午前9時から電話予約

日2月5日(月)  
午後1時~4時  
場市民相談室(3階)  
定6人(電話による事前予約制)

#### ⑨人権相談

問人権・男女共同参画課 ☎0811

不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応)

日2月8日(木)  
午後1時~4時  
場市民相談室(3階)

#### ⑯若年者就職相談

問ゆまにて ☎996-0123

若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)

日2月7日(水)・21日(水)  
午前10時~正午  
午後1時~4時  
場ゆまにて  
定5人(電話による事前予約制)

#### ③不動産相談

問秘書広報課 ☎0373

土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)

日2月26日(月) 午前9時~正午  
場市民相談室(3階)

#### ⑩心配ごと相談

問社会福祉協議会 ☎995-3636

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)

日2月7日(水)・21日(水)  
午後1時~4時  
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616(心配ごと相談専用電話)

#### ⑰教育相談

問教育相談所 ☎995-0077

児童・生徒の言動やいじめ・不登校などの教育に関する相談(専任教育相談員・臨床心理士が対応)

日毎週月~金曜日  
午前9時30分~正午  
午後1時~4時  
場教育相談所(八條小学校西隣)

#### ④くらしの相談

問秘書広報課 ☎0373

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

日2月14日(水)  
午後1時30分~3時30分  
場市民相談室(3階)

#### ⑪こころの健康相談

問保健センター ☎995-3381

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(精神科医師が対応)

日2月5日(月)  
午後1時~2時30分  
場保健センター(1階)  
定2人(電話による事前予約制)

#### ⑱家庭児童相談

問子ども家庭支援課 ☎0472

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)

日毎週月~金曜日  
午前9時~正午  
午後1時~4時  
場家庭児童相談室(2階)

#### ⑤行政書士相談

問秘書広報課 ☎0373

紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談

日2月19日(月)  
午後1時~4時  
場市民相談室(3階)

#### ⑫休日・夜間納税相談

問納税課 ☎0330

市税・国民健康保険税の納付についての相談

日2月4日(日)  
午前9時~午後4時  
毎週木曜日  
午後5時15分~7時  
場納税課(1階)

#### ⑲子育てコーディネーター

問(1)やしお子育てほっとステーション ☎951-0229  
(2)子育て支援課 ☎070-3352-7497

就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談(子育てコーディネーターが対応)

日毎週月~金曜日  
(1)午前10時~午後4時  
(2)午前8時30分~午後5時15分  
場(1)やしお子育てほっとステーション  
(2)子育て支援課(2階)

〈広告欄〉

令和6年度 准看護学生募集

草加八潮医師会准看護学校 Tel. 048(925)2950  
二次募集入学試験日: 2月17日(土) 入学願書無料配布中!

